

## 第4回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和3年1月25日（月）14:00～15:30

実施：リモート形式によるオンライン開催

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 障害者差別解消に関する周知啓発の取組について
  - (2) 次期障害者総合支援計画案について
  - (3) 「コロナ禍における困りごと」について（第2回市民会議より）
  - (4) 障害者差別の相談状況について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

### 配布資料

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 資料1 令和2年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- 4 資料2 次期障害者総合支援計画案について
- 5 資料3-1 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について
- 6 資料3-2 「コロナ禍において生じた困りごとについて」

### 出 席 者

委 員・・・宗澤委員長、平野委員※、峯委員、甫母委員※、高宮委員、  
五味田委員※、菅原委員※、滝澤委員、荒井委員※、山田委員※  
臨時委員・・・越智臨時委員※、渡辺臨時委員※、加藤臨時委員、末吉臨時委員、  
宮村臨時委員※、黒金臨時委員、水内臨時委員※、塚田臨時委員※、  
塚越臨時委員※、内河臨時委員※、高島臨時委員※  
※は書面参加  
事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長  
障害政策課職員

### 欠 席 者

委 員・・・なし  
臨時委員・・・腰越臨時委員

## 1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課長の  
大畑と申します。本日は、皆様大変お忙しい中、第4回さいたま市障害者の権利の擁  
護に関する委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、初めての  
オンライン開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒ご容赦  
くださいますようお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした  
資料といたしましては、

- ①次第
- ②委員名簿
- ③資料1 令和2年度、障害者差別解消に関する周知啓発について
- ④資料2 次期障害者総合支援計画案について
- ⑤資料3-1 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について
- ⑥資料3-2 「コロナ禍において生じた困りごとについて」

以上6点でございますが、よろしいでしょうか。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省、関東運輸局、埼玉運輸支局、  
主席運輸企画専門官、小川ゆかり様にご出席いただいております。

ここで、皆様にお願いがございます。本日は、多くの方にオンラインでご参加いた  
だいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートにさせていただくようお  
願いします。会議の進行上、事務局にて、ミュートの設定・解除をさせていただくこ  
ともございますので、ご了承ください。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただく、又は、挙手ボタンを押すな  
どしたうえ、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわ  
かるように、お名前を仰っていただくと幸いです。

それでは、以後の議事の進行につきましては宗澤委員長をお願いしたいと思いを  
宗澤委員長、よろしく申し上げます。

(宗澤委員長)

それでは、ここからは私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

まず、本日の委員の出席状況を事務局からお願いします。

(事務局)

オンラインでの出席委員は、8名、うち1名が遅参予定です。書面での出席委員は、  
14名の予定で、現時点で13名の方から意見シートを御提出いただいております。

(宗澤委員長)

事務局から報告のとおりですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権  
利の擁護等に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、委員の過半数が出席  
されておりますので、本日の会議は成立いたします。本日、オンラインで参加してい  
る委員は、私のほか、高宮委員、滝澤委員、加藤臨時委員、末吉臨時委員、黒金臨時  
委員、内河臨時委員です。また、峯委員が、会議の途中から参加の予定です。

続きまして、会議の公開についてですが、公開することで傍聴人が中継会場に来場するなど、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが懸念されるため、さいたま市情報公開条例第23条第3号の規定により非公開といたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。  
まず、議題の1番目について、「障害者差別解消に関する周知啓発について」ということですが、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議 事

### 議題1. 障害者差別解消に関する周知啓発の取組について

(事務局)

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、ご説明いたします。

お配りしております、資料1「令和2年度、障害者差別解消に関する周知啓発について」の1ページをご覧ください。「1事業者や市民を対象とした啓発」、(1)パンフレットの作成・配布でございます。

事業者や市民を対象とした啓発といたしましては、平成28年度に「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を作成してから、これまで事業所や医療機関をはじめとする各関係機関に配布を行ってまいりました。

令和2年度につきましては、平成28、29年度に一度配布をしてから時間の経った配布先を中心に、継続的な周知のため再度配布を行うことといたしまして、表のとおり、医療機関や鉄道事業者、民生委員、市内の飲食店、不動産事業者など、合わせて約10,800部を配布しております。なお、市内飲食店につきましては、数が多いため、エリアを分けて複数年に渡って配布する予定でございまして、今年度は、浦和区、南区、緑区内の飲食店に配布しております。

また、今年度は、腰越委員のご協力をいただき、市内で障害者雇用をする事業所にも送付いたしました。

また、ウェブやSNSを活用して周知をしたら良いのではないかとのご意見をいただきましたので、市のTwitterにおいて、当パンフレットの周知に関する記事を、複数回市民の方の目に触れるよう、各種イベントの開催時期と合わせて年4回行いました。

続きまして、②「合理的配慮提供促進事業」についてご説明いたします。前回の委員会でもご報告いたしましたとおり、昨年度の実績が1件のみということもあり、今年度はより多くの方に合理的配慮について理解いただけるよう、先程ご報告いたしましたパンフレットと合わせて、医療機関や公共交通機関、企業などにチラシを配布、SNS等で周知をおこなったほか、市報さいたま8月号にも掲載をいたしました。また、昨年度に引き続き、黒金臨時委員にご協力いただき、商工会議所の会報誌「さいBiz」の7月号に本制度の周知記事を掲載いただきました。黒金臨時委員におかれましては、記事の掲載にご協力いただきまして、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

なお、今年度の実績といたしましては、相談・お問い合わせが17件、うち補助金を交付したものは4件となっております。申請期限の2月26日まで、引き続き周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、具体的なイメージが湧くように、次年度のチラシにつきましては、これまで

の補助事例や好事例集等の掲載も検討したいと考えております。

続きまして、一枚おめくりいただき、資料の2ページ、(2) イベントにおける周知をご覧ください。

まず、①「大宮アルディージャ手話応援」についてご説明いたします。このイベントは、例年5月頃に行っておりますが、前回委員会でもご報告いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、9月に延期となっております。こちらはノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。今年度は、9月5日(土)にNACK5スタジアム大宮で開催されました。

例年では、多くの手話応援団の方がスタジアムで観戦し、手話で応援しますが、今年は、約200名の方がスタジアムで観戦したほか、テレビ埼玉において、中継放送が行われました。毎年行っている啓発ブースやパンフレットの配布は行うことができませんでしたが、市長がビデオメッセージにおいて、ノーマライゼーション条例の理念について周知啓発をいたしました。

なお、この取組みは、Jリーグ全56クラブのホームタウン・社会連携活動を表彰する「2020Jリーグ、シャレン!アウォーズ」において、ソーシャルチャレンジャー賞を受賞いたしました。

次に、②「障害者週間」市民のつどいについてですが、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的として、毎年開催しているイベントでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン開催とし、さいたま市障害者協議会に加盟する障害者団体の協力を得まして作成した障害に対する理解を深める動画のほか、障害のある方によるダンスや演奏、ファッションショーの動画など、計21本の動画を作成し、公開いたしました。

また、障害や難病のある方が作成した絵画・工芸作品等の作品展を本市のホームページで公開いたしました。本市のホームページには、あわせて1,478回の閲覧があり、動画の総再生回数は、4,121回と非常に多くの方にご覧いただくことができました。

次に、③さいたま市ノーマライゼーションカップについてですが、ノーマライゼーション条例とその理念を広く市民に周知啓発するために、平成24年度から実施しているイベントになります。

これまで国際親善試合として行ってきたところ、9回目の開催となる今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外チームの招聘は叶いませんでしたが、2月20日(土)に、地元、埼玉 T.Wings と強豪 buen cambio yokohama による試合をYouTubeにてライブ配信する予定となっております。なお、今後の感染症の拡大状況等により、開催の可否等含めまして、不透明な状況となっております。詳細が決まり次第、市のホームページ等でお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。(3) 研修の実施でございます。

まず、①「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に実施しております。

開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、庁内研修受講シス

テムを活用し、各職員が自身の端末で受講する形となりました。

これまでの研修では、本委員会の副委員長であります平野委員と、障害当事者の方などにご講義をいただく「講義型」と、都市経営戦略部との連携のもと、白杖や車椅子の体験を行う「体験型」の研修を併せて実施していましたが、従来の方法での開催が難しいため、今年度は、障害者差別解消法や、障害者に対する理解、合理的配慮について理解を深めることを主な目的とし、「講義型」と、「体験型」を総括するような内容といたしました。

各課所室等から職員1名ずつが受講したほか、その他の職員も自由に受講できることを呼びかけた結果、485名が参加いたしました。

内容につきましては、障害者差別解消法等の法令に定められている市職員の責務、障害種別ごとの特性や対応の基本などについて学ぶ研修といたしました。

また、窓口業務を担当する職員も多く受講する研修でございますので、いわゆる「新しい生活様式」下において、どういった配慮を行いながら窓口業務をすべきかということ、具体的にはマスクがあると口の形が分からずコミュニケーションに支障が出る聴覚障害の方、感覚過敏や肢体不自由のためマスクが物理的に付けられない方がいらっしゃることを紹介し、代替案として筆談ボードやコミュニケーションボードなどで、可能な限り発声を伴わないやりとりをする等の必要な配慮をするよう、内容に盛り込みました。

研修後に実施したアンケートでは、研修内容について、「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答した受講者が99.1%となっています。

また、ノーマライゼーションに関する理解度としても、98.8%の受講者が「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答しており、受講者に対するノーマライゼーションの理念の啓発に寄与したものと考えております。

受講者からは、日常の業務を例に挙げて、この研修内容を役立てていきたいという前向きな意見や新しい生活様式に沿った合理的配慮が参考になったとの声がありました。

一つの実践例といたしまして、昨年5月頃、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金の交付事業を行った際、所管課の職員から、視覚障害をはじめとした障害のある方が、申請漏れ等なく受給していただくには、どういった配慮等が必要なのかといった相談がありました。また、7月頃に、未受給世帯に対し勧奨チラシを配布した際にも、事前に相談があり、連携して関係機関等へ勧奨を行ったところ です。

福祉分野の職員でなくとも、日々の業務を行うにあたり、こうした視点を持っているということは、本研修の一つの効果ではないかと考えております。

最後に、②ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてご説明いたします。

こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すとともに、各部局の施策等に活かしていくことを目的として実施するものがございます。

今年度は、令和2年11月9日（月）に、車いすバスケットボール日本代表強化指定選手、藤澤潔選手を講師にお招きし、パラリンピックの正式種目である、「車いすバスケットボール」をテーマとして、肢体不自由者の日常生活に即した合理的配慮に関

する講義や車いすバスケットボールの体験を行いました。当日は、藤澤選手の指導のもと、市長をはじめとする33名の幹部職員が研修を受け、肢体不自由がある方への適切な配慮や声掛け等について理解を深めました。

「障害者差別解消に関する周知啓発について」の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かございますか。

コロナのもとでいろいろな制約がありましたけれども、出来る範囲でオンラインやYouTube等を使った周知啓発を進めてきたという内容だったと思います。

特にご意見がなければここはご報告いただいたということを含めて了承したいと思いますがよろしいでしょうか。

(末吉臨時委員)

研修の内容なんですけれども485名の選定基準をお伺いしたい。

(事務局)

はい、事務局でございます。こちらにつきましては、庁内の研修システムを利用したということで、基本的には全部局のすべての課所室等に、最低一人は受講するようにご案内し、そのほかにご自身で研修を受けたいという方が受講し、合計485名となっております。

(宗澤委員長)

私の方からひとつだけ問題提起をさせていただきます。実は国際社会の中で、今ノーマライゼーションという言葉はほぼ死語なんですね。言うとなれば、ダイバーシティかソーシャルインクルージョンかのどちらかだと思います。たとえば国民権とか主権者教育とかシチズンシップ教育とかというのが進められていますけれども、そのことを自由民権教育なんて言わないでしょう。つまりノーマライゼーションというのは今からもう70年前の言葉なので、もうすでに国際社会では使っていないんですね。これをこれからも使い続けるのかということについては、疑問があったので、一度どこかで検討する機会を持っていただければと、これはそういう意見があったということで、受け止めて頂ければ結構です。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

#### 【書面会議参加委員の意見】

(五味田委員)

・コロナ禍の中でも オンライン研修で職員研修が実施できて良かったです。開催が難しい研修もあったようですが、研修はぜひ実施してほしいです。YouTubeチャンネルを利用した研修は何度も再生できるので理解が深まると思います。研修を増やして

ください。障害者差別の解消のためには 市民一人ひとりが障害についての理解を深めることが大事だと思います。学校や公民館をはじめとした公共施設など目につく場所に啓発チャンネルのポスターを掲示してはどうか。

(荒井委員)

「障害者週間市民のつどい」について、今年度はオンライン開催となったものの、例年通り開催いただいたことに感謝したい。また、開催にあたり、「市報さいたま」での事前告知の際、単なる告知のみではなく、「共に暮らせる社会を目指して」と題するコラムを掲載頂いたことは、周知・啓発の一環としてとてもよかったと思う。今後についても多くの市民の目に触れる市報を活用した啓発を継続して頂きたい。「市民のつどい」のオンライン開催に関しては、該当のページが探しにくい、コンテンツが少なく、ただ並べてあるだけの印象で、訴えかけるものが少ないといった印象を受けた。来年度以降、もう少し「啓発」という観点を上手く取り入れて頂きたい。

「ノーマライゼーション推進市職員研修」については、現在のやり方では体験を通じた障害理解で終わってしまう。対象が幹部職員であり、ノーマライゼーション先進自治体幹部や医療・リハビリテーション関係者を講師とするなど、今後の施策に生かせる内容に変えていく必要がある。

(渡辺臨時委員)

障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット配布内訳で鉄道事業者（一部）とありますが、全部に配布してほしい。飲食店も残り7区にも配布してほしい。合理的配慮提供促進事業もあわせて周知してほしい。

(宮村臨時委員)

飲食店の配布先について、浦和区・緑区・南区エリアとなっているが、今後の配布先の計画を知りたい。また、7月の委員会で今年度配布予定の報告があった、飲食店における合理的配慮等の好事例集について、実施結果を知りたい。

イベントによる周知について、コロナのため、ホームページやYouTube などに変更した周知啓発を実施の報告。コロナの中での、新しい周知啓発となったが、その分析や成果、課題、今後の方針の議論が必要。

市職員への啓発について、差別解消の研修が、障害当事者の講義が中心となり、オンラインでの開催となったようだが、当事者の講義内容をふまえた研修だったのか知りたい。

(水内臨時委員)

パンフレットの発行部数が増え、イベントでも周知がされているのは、以前よりも進展があったと考えられます。研修も実施されていて、効果的だと思いました。パンフレットについては、新たに飲食店においても配布され、2700部以上が配布されているので、障害者差別の解消に関する周知に役立つと思われます。10,000部が増刷され、令和2年度の配布が6,000部程度ですので、今後、残りの4,000部をどこに配布するのか教えていただきたいと思いました。また、令和2年度は、相談機関に配布されていないようなので、どうしてなのか、教えていただきたいと思いました。

(宗澤委員長)

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目「次期障害者総合支援計画案について」、事務局から説明をお願いします。

## 議題2. 次期障害者総合支援計画案について

(事務局)

それでは、議題2「次期障害者総合支援計画案について」、ご説明いたします。

はじめに、昨年7月に書面開催として開催いたしました、第3回の本委員会から、これまでの計画策定にかかる流れをご説明いたします。

皆様から書面で提出いただいたご意見や、障害者政策委員会、市民会議でのご意見を踏まえ、8月に素案を作成いたしました。

この素案につきましては、9月に市議会への報告を行い、10月にパブリック・コメントを実施し、31名の方から、あわせて122件という大変多くの貴重なご意見をいただきました。

その後、パブリック・コメント等でいただいたご意見を踏まえ、修正し計画案を作成したところでございます。

なお、本計画は、法令に基づき、障害者政策委員会や地域自立支援協議会を中心にご審議をいただきながら策定を進めているところでございまして、先週の19日に開催されました、障害者政策委員会で計画案についてお諮りし、ご審議いただいたところでございます。

それでは、計画案の内容について、ご説明させていただきます。

まず、一枚おめくりいただき、目次をご覧くださいませでしょうか。

全体の構成といたしましては、3章構成となっており、第1章は、1ページから62ページにわたりますが、計画の概要や、前期計画の進捗状況、昨年度実施したアンケートの調査結果の概要等を記載しております。

ページが少し飛びまして、54ページをご覧くださいませでしょうか。

本計画の体系として、基本方針、それから4つの基本目標、さらに基本施策を掲げております。

基本方針は、現行計画からの継承を基本といたしまして、「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」としてあります。

また、これらの基本施策に基づく具体的な実施事業につきましては、63ページからの、第2章「各論」に記載しております。

実施事業は、全部で94事業となっております。

全ての事業をご紹介することはできませんが、本委員会と大きく関わる部分につきまして、かいつまんでご説明させていただきます。

資料の63ページをお願いいたします。

基本目標1基本施策(1)障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進についてですが、パブリック・コメントや政策委員会等におきまして、「障害者が地域で暮らしていくために、子どもの頃からの教育に取り組むとともに、民間事業者等に対し、差別や偏見をなくしていく施策が必要。」といったご意見をはじめ多くのご



意見をいただいております。

また、昨年度本計画を策定するにあたり実施した、アンケート調査結果にもありますとおり、ノーマライゼーション条例の認知度はまだまだ低いというのが現状でございます。そこで、64ページとなりますが、改めまして、ノーマライゼーションの普及啓発及び障害者に対する理解啓発を目的として開催する事業として、ノーマライゼーションカップ及び市民のつどいを位置づけ、更なるノーマライゼーションの普及啓発を図っていくこととし、事業名を「ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施」と変更するなど素案を修正いたしました。なお、今年度策定中でございます、本市の上位計画である「総合振興計画」におきましても、「ノーマライゼーションの更なる普及・啓発」として位置づけ、より一層ノーマライゼーションの理念の普及啓発を推進していくこととしております。

続きまして、67ページをお願いいたします。

基本目標1基本施策(2)障害を理由とする差別の解消でございます。

こちらにつきましては、本委員会をはじめとして多くの方から、「合理的配慮の好事例の収集等を今後も継続し、好事例集や合理的配慮提供促進事業等を活用し、しっかりと周知してほしい。」といった趣旨のご意見をいただいております。

次期計画におきましても、現計画に引き続き、2つの実施事業を掲載し、

①障害者差別への適切な対応、支援の実施として、記載いたしましたとおり、引き続き好事例の収集を行うとともに、好事例集や合理的配慮提供促進事業等を活用しながら、差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していくとともに、②差別の解消及び権利擁護のための研修の実施として、記載いたしましたとおり、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員等を対象とした研修や、市職員に対する研修を実施してまいります。

なお、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等に対する研修につきましては、69ページに記載があります、虐待の防止のための研修と併せて効果的に実施してまいりたいと考えております。

また、市職員に対する研修につきましては、先程の議題1でご報告いたしましたとおり、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽庁内研修受講システムを活用した研修としたことで実施できませんでしたが、障害当事者を講師としてお招きし、ご自身の具体的な経験を交えてお話を伺ったり、体験型の研修を行うなど、市職員がこれまで以上に、障害について深く理解できるよう、研修内容を工夫してまいりたいと考えております。

最後に、ページが戻りまして、4ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関することでございますが、本委員会や、パブリック・コメント等におきまして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、いわゆる新しい生活様式が求められる中で、社会の変化に対応するための新しい支援策を追加してほしい。」といった趣旨のご意見を多くいただいております。

こちらにつきましては、本計画期間の令和5年度末までにおける、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることから、全ての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることといたしまして、「1計画の概要」の「(4)計画策定の視点」、本文の7行目以降のとおり素案を修正しております。

なお、本市の上位計画である「総合振興計画」におきましても、「策定の視点」に「新型コロナウイルス感染症への対応」として、項目を設けることとなっております。今後は、2月中の策定を目指して手続きを進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

まず私の方から一件あるんですけども、新型コロナウイルスに対して柔軟かつ適切な対応を進めていくというようにおっしゃるのですが、高齢者・障害者の支援現場で、今日でも断続的にまた一貫してクラスター感染が発生している訳ですね。デンマークなんかの話を知ると、支援者に定期的にPCR検査を全員に対して行っていて、これは徹底されています。3日前ですけども、地域自立支援協会の虐待防止部会の中で虐待が確認されて緊急一時保護を実地するときに、その受け入れ先がPCR検査を実施して陰性でなければ受け入れられないというように言ったわけですね。これは、たとえばグループホームや障害者支援施設を利用する場合、感染症法第2類に指定されているウイルスに感染している人が、そういう社会施設を利用することは本来法律で禁じられている訳だから、拒否するというのは当然なんですね。受け入れたところでクラスター感染が発生する危険もあるんですけども、しかしながらそういう場合でもすみやかにPCR検査が実施できるという体制すらないんです。つまり、サービス利用にかかわるPCR検査の必要というのは、もうこの数か月間一貫して指摘されているにも関わらず、何をどこまで実施するのかというのが、未だに不鮮明のまま、その柔軟かつ適切に対処するという、そういう文言でいいのかというように私は思うんですね。つまり必要な場合、即応できるPCRの検査体制というのをいつまでに実施できるのか、サービス利用に関わってですよ。これも最低限度の検査だと思うので、この点は強く私から要望したいというように思います。ここで、峯先生お入りいただきありがとうございました。

(峯委員)

はい。ありがとうございます。遅くなって申し訳ありませんでした。

(宗澤委員長)

峯先生の方からご意見あると思うんですけども、いかがでしょうか。

(峯委員)

今先生がおっしゃったように、PCR検査を含めて、感染予防について、クラスターが起こってしまいますと、そのグループにいる方だけでなく、その方が普段暮らしておられるご家庭だとか、そういうところにも非常に大きな影響があるので、やはりどうしても一定数の方達が一定の距離のもとに、一定の時間以上いるという、特にいろいろな障害のある方達は必須の条件になりますので、この方達をこれからPCR検査だけではなくて、ワクチンもこれから進められていきますが、少なくともそういう方達を最優先に守っていくという体制をこれから整えていかないとはいけません。

私は小児科医ですので、医療的ケアが必要な子どもたちのいろいろな体制を整えるために、日本医師会から国に提言するための委員会の委員をしておりまして、これからウェブ会議で行われるのですが、ワクチンですとか、優先的にきちんとしたかたちでPCR検査をしたうえで、安心して、いろいろな活動ができるように、生活ができるように、そういうものを確保できるようにもう一回、よく話をしたいと思います。今、民間のPCR検査のできる機関がどんどん増えてきておりますので、お金のことだけだと思いますので、そのあたりをきちんと手当とか施設もなんとか作っていかないと、いつまでたっても空回りしてるだけなので、先生の今のご意見、私から日本医師会の方に持って行って、日本医師会には私のような小児科医だけでなく、それ以外の方達も集まっておられますので、ぜひそれは伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

他にいかがでしょうか。計画そのものについては政策委員会の所轄ということになりますので、もし差し支えなければ、今年度は次のコロナ禍における困りごとというところが一番大きな問題ではなかったかというように、私個人は受け止めています。

そこで議題の3番目に移らせていただいて、それとの関連でもし計画の内容にご意見がある場合はそれを含めて検討して頂ければと思います。

#### 【書面会議参加委員の意見】

(五味田委員)

素晴らしい内容だと思います。コロナ禍が続いている中実現が難しくなってくるかと思いますが 実現に向けて知恵を出していかなければならないと思います。

(荒井委員)

基本目標3 基本施策(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実について、市からの情報提供に当たっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努める旨が記載されている。しかしながら、現在策定中で、ICT分野の基本となる「さいたま市行政デジタル化計画」では、アクセシビリティの視点が抜けており、両者に齟齬がある。このような状況で、いくら次期障害者総合支援計画にアクセシビリティの視点を取り入れても、どれだけ実現性があるのか、疑問である。さいたま市ノーマライゼーション条例の4条や25条に照らしても、市の責務が果たされていないと思うが、この点について事務局としてのお考えを伺いたい。なお、国や県のICTに関する計画には、デジタルデバイド解消のためアクセシビリティに配慮する旨がきちんと記載されている。基本目標3 基本施策(2) 障害者の就労支援については、障害者総合支援センターを拠点として推進する枠組みとなっているが、今回、「国や県などの専門機関と有機的な連携を図る」旨が記載された。この「有機的な連携」が機能することで、福祉的就労ではなく、一般就労を目指す障害者がハローワーク、国や都道府県等の職業リハビリテーション専門機関等につながり、必要な支援を受けられる体制が整ったといえる。今後はこの枠組みをうまく活用し、以前ご指摘した、連携不備により視覚障害者が就労機会を奪われそうになった事例な

どを二度と起こさず、一般就労が可能な障害者の就労機会が確保されるよう、関係機関の間できちんと連携して頂きたい。

(宮村臨時委員)

居住系サービスの見込み量と確保・グループホームの整備について、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進します、とある。支援度の高い方のグループホーム入居のニーズが多くあるが、具体的にどのように整備を促進するのか知りたい。

(水内臨時委員)

障害者差別について、アンケート結果から知らない方が多いので、周知を図っていくことが必要だと思いました。また、同様に、成年後見制度についても知らない方が多いので、イベント等を通じて、周知を図ることが必要だと思いました。災害がいつ起きてもおかしくない状況ですので、障害者の危機対策として、防災対策の推進（基本目標4①）が非常に大切だと思います。そのなかで、「障害の特性に配慮した情報提供」との記載がありますが、計画ですが、具体的にどのような方法が、障害ごとに考えられるかについても検討されているとよいと思いました。たとえば、SNSによる発信について記載されておりますが、視覚障害の方は見るのが困難なため、別の方法が必要となると思います。

(宗澤委員長)

それでは議題の3番目コロナ禍における困りごとで事務局からご説明をお願いいたします。

### 議題3. 「コロナ禍における困りごと」について（第2回市民会議より）

(事務局)

それでは、議題3「「コロナ禍における困りごと」」についてご説明いたします。まず、お配りしております、資料3-1「「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害のある方の中には、それぞれの障害特性によって、いわゆる「新しい生活様式」を実践することが難しかったり、コロナ禍におけるさまざまな制約の中で、新たな困りごとを抱えている方も多くいると感じています。

こちらにつきましては、宗澤委員長からもご指摘いただき、7月に書面開催といたしました、本委員会の委員の皆様からもご意見をいただいたところです。

そこで、誰もが安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いながらも、それぞれの障害特性等により、困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮等について、啓発していく必要があると考えております。まずは、昨年11月に開催いたしました市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」をテーマとして意見交換を行っていただ

きました。

市民会議では、「視覚障害のある方が買い物をする際、商品を手にとって触れたりしなければならぬことや、社会的距離感を保つことが難しいことに対して、理解がない人がいる。」や、「マスク着用により口元や表情が見えないため、聴覚障害のある方にとっては意思疎通が困難になる。」や、「感覚過敏によってマスクの着用が難しい。」といった困りごとなどが挙げられました。

また、感染症対策として取り入れられているキャッシュレスの導入により、「お金の管理が難しくなった。」といったことや、「就労の支援事業所が時短となることで、今後フルタイムで働くにあたり、体力面や生活リズムを戻すことができるかが懸念される。」といった、感染症対策として講じられた対応の影響として、困りごとが生じる、といった事例もありました。

お時間の都合上、すべての事例等をご紹介できませんが、資料3-2「コロナ禍において生じた困りごとについて」といたしまして、取り纏めておりますので、後程ご参照ください。

それでは資料3-1、今後の方針、スケジュールについては、市民会議等において、いただいた事例をもとに必要な支援や配慮、その周知方法について話し合いを行う予定でございます。

その後、市民会議でいただいたご意見をふまえて、適切な支援や配慮、それから効果的な周知方法等につきまして、来年度の本委員会で皆様からご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。議題3についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。資料の3-2に目を通していただければお分かりになると思いますが、改めてコロナの下で、いろいろな困りごとが発生しているということがよく分かります。この点について皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(末吉臨時委員)

私は東京へ通っているんですけども、最近リモートということで、時間をもらって活動をしているんですけども、JRが感染リスクを考え、密になることが感染になるにもかかわらず電車を減らしてるでしょ。そのことについて国土交通省の意見を伺いたい。

(宗澤委員長)

末吉臨時委員、ここはそういう場所ではありません。そういう問題があるということとを共有して、無くしていく方向で頑張りましょうというところですので、国土交通省もそれを進めているというわけではありませんから、公共交通機関で3密が回避できないという課題があることの確認をさせていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。

(末吉臨時委員)

分かりました。結構です。

(宗澤委員長)

他にいかがでしょうか。虐待防止等との関連でいうとステイホームによって、これまで電車通勤をして働いていたお父さんが、オンラインで仕事したり、テレワークをしておられて、ご自宅に仕事部屋があるわけでもないのに、そこで放課後デイサービスなどを利用できなくなって、障害のある子供が不安を高めたり、あるいは行動障害を拡大したときに、不適切な関与をする、そこから虐待になるというような事案の報告というのが増えています。中には、シングルペアレントファミリーで親の方が失業されて苛立ちを高めているところで、障害のある子どもや若者が行動障害的な行動をしたときに首を絞めてしまったという事案の報告もありました。そこでその通所サービスとかホームヘルパー等のサービスがこのコロナ禍の中で減ってしまったという問題があると思うんですね。事業所が縮小したり、あるいはその介護職が離職したり、そういう報告があると思うんですけども、そのホームヘルパーのサービスであるとか、通所サービスのサービス量を元に戻すというのは無いんでしょうか。これは埼玉県の計画策定に関わっていたので県内全域でそういう問題があるというような指摘を受けてきましたけれども、さいたま市にはそういうのはなかったんでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。今お話いただいたことは、市といたしましても認識しているところでございます。この部分については今ここですぐ解決というか策というのはお示しでききないところなのですが、他部局とはよく連携を図って、今のご意見を含めまして検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(宗澤委員長)

要望として受け止めて頂ければいいんですけども。つまりコロナ禍におけるステイホームの下でこれまでにない人権侵害事案というのが発生していると。これに対応する第6期の計画内容を作ってほしいと。その一つとしてサービス料を元に戻してほしいというようなことを具体的に申し上げたところです。宜しくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

(宗澤委員長)

峯委員、どうぞ。

(峯委員)

ただ今の件も含めまして、私は小児科として診ている中で、子どもたちの間でそのコロナウイルスの感染症そのものは症状としては重くなく、感染もしづらいです。更には、うつしにくい。この3つがエビデンスベースドでわかってきています。世界的にこれはわかってきていることですが、そういうことがはっきり分からないときに、昨年3月から全国一斉の学校休校がありました。それに合わせて、学校がお休みに

なっただけではなくて、親御さんも仕事に行けなくなってしまった、そういうことから、さきほど先生のおっしゃるような、虐待を含めた子どもたちに不適切な関わりを起こしてしまったという、そういう事例が本当にたくさん出ています。むしろ私のところには、逆に、親御さんもいっぱいいっぱいになってしまって、その親御さんと子どもたちがなかなかうまくいかなくなって、子どもたちが親御さんに暴力をふるうとか、追い込まれた子どもたちがリストカットをすとか、そういう事例を含めて、夜眠れないとか、おしっこが近くなったとか、便秘になった、下痢になった、そういう相談が次から次へと出てきております。実は、コロナの患者さんを私どもはほとんど診ることはありませんが、そういう相談が毎日のように次から次へと来ているのが現実です。ですから今、子どもたちやその保護者、ご家族の方たちをなんとかサポートするために、たとえば子ども食堂ですとか、放課後児童クラブですとか、そういうところ、あるいは児童館だとか、そういうところで子どもたちをきちんとこれから見ていただけるようにするためには、何が感染対策として必要なのか、感染対策だけではなくて本当は子どもたちや親御さんを受け入れるために、どういう考え方とか技術、それからいろいろ統計的な資料が重要なのかということで、私はいろいろなところで講演しているのですが、やはりその中では、本当の意味で、コロナが大人の方にどんどん広がっている状況と子どもたちとは全く違っています。幸いにして、いろいろな障害を持っているお子さんたちにも、ほとんどうつっておりません。それはみなさんが一生懸命感染対策をしてくださってるのはあると思うのですが、それにしても、ほとんどいないという状況を考えますと、やはり先ほどの委員長のお話のように、きちんとした今までの継続的なサービスですとか、それからもちろん感染対策をしたうえでの支援というのは、それをおろそかにしてしまいますと、コロナには罹らなかつたけれども、別の意味で心や体に大変大きな被害を受けてしまうことがあったら、何の意味もありませんので、ぜひそのあたりはきちんとした情報をもとに、やれることはきちんとやってあげる、続けられるところは続ける、分からないときには一回止めるのは、やむを得なかったと思いますが、分かってきたことがたくさんありますので、そのあたりも含めて情報をぜひ共有していただいて、やれることはちゃんとやってあげるような、どうしたらやれるか、そういう視点でとりあえず止めとこうではなくて、どうしたらうまくやれるかという、そういう視点で是非ものを進めて頂きたいと思いますので、ご提案をぜひ皆さんでご検討いただければと思います。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。つまりコロナそのものというよりも、子どもたちも若者も保障されるべき必要な活動があるにも関わらず、サービス量の減少やあるいはコロナに基づく生活環境の大幅な変化によって、心身の不調を訴えている。そこから不適切な養育や虐待も発生しかねないというような状況があることに対して、どのような適切な手立てをとるのか、ここをはっきりさせていくというのが、第6期計画からの、必要不可欠な近々の課題ではないかというように考えます。ぜひこれはお願いしたいと思います。ほかいかがでしょうか。

(末吉臨時委員)

先ほど、峯委員からのお話について、本来行政がやるべきことをコロナを口実にや

れていないってことがやっぱり問題だと思います。市民サービスとして本来障害者の合理的配慮としてやるべきサービスをコロナを口実に出来ていないということも、あるのではないのでしょうかと私は考えますがいかがでしょうか。

(宗澤委員長)

ご指摘いただいたような点も間違いなくあるとは思いますが、それを改善していくということで、今、皆さんの共通認識を作っているところです。末吉臨時委員のご意見はご指摘として受け止めていますので、そのようにご理解ください。

(宗澤委員長)

なかなかオンラインで発言しにくいところあるんですけども、今日ご参加の方でまだ発言されていない方にご意見を承りたいと思うのですが、今、子どもたちの問題も出たので、内河委員、いかがでしょうか。

(内河委員)

特別支援教育室の内河です。本当にこのコロナ禍の中で子ども達はいろいろ感染防止に努めながら、教員一同頑張って学習活動を継続しています。今、峯先生からありましたように、今回のところでは休校せず、しかしながら感染防止対策をきちっとやったうえで、しっかり授業がやれている状態でございます。特にマスクというのは、聴覚障害の方に課題がありつつも、やはり多くの人々にとって有効であるということで、障害の状態に配慮しつつ、ほとんど子どもたちや先生がしっかりマスクをつけて、また手洗いや消毒、様々な基本的なことをしっかりやっていって、コロナの時代を乗り切りながら、学習活動をやっていくということが大事かなというように思っております。ワクチンなどが出てくると、徐々に良い方向に向かっていくと思っておりますので、そういったときには障害者支援が後手に回らないように、私どもみんなで協力して頑張れたらなと思っております。次期計画もこのような状況の中で一生懸命素案をまとめていただいて、今日その部分も入っているんですけども、今までの質を落とさずさらに全身全霊ということで、みんなで力をあわせて頑張っていけたら良いのではないかなというふうに思っているところです。以上です。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。加藤さんいかがでしょうか。

(加藤臨時委員)

私、手をつなぐ育成会ですけども、ヘルパーステーションをやっておりまして、今回のコロナで最初はみんな自宅待機で我慢はしていましたが、なかなか我慢の限界が来て、とても家にはいられないということと言われることが多くなり、そのような場合に行政から移動支援について、今まで通りその出かけるでなくてもいいですよという、特例のようなものがあつたんですけども、一般の方にどれだけそれが周知されているのか、知らない方もいらっしゃるようでしたので、そのあたりを今後、周知に力を入れてもらえればと思います。とても我慢していらっしゃる方が多いなとすごく感じますので、そのあたりの周知を今後できればお願いしたいと思います。



行政のほうもいろいろ考えて下さってるようですのでお願いいたします。

(宗澤委員長)

我慢するというよりも、やはり感染リスクを減らしたいというか、恐怖感情があると思うんですね。そのためにサービス利用に当たって PCR 検査がパッと出来るとか、そういう手立てをとるしかないのかなと思います。それをはっきりしないから結局サービス利用に当たって感染するか感染しないかというのは、当たるも八卦当たらぬも八卦という状態が続いているんですね。そこを何とかしてほしいというのが、一番の当事者側のご意見なんじゃないでしょうか。

(加藤臨時委員)

はい、そうですね。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

そこをぜひ受け止めて頂きたいというように私は思っています。高宮委員、いかがでしょうか。

(高宮委員)

弁護士として関わる中でコロナの事で困りごととすると、私なんかは精神障害をお持ちの方の精神科病院からの退院請求なんかを多く受けたりするのですけれども、面会が出来ない、高齢者の施設でもそうなんですけれども、特に障害者の病院ですと、埼玉県内でも、精神科病院でクラスター発生した病院がありました。精神科病院の面接が出来なくて困るというような話が結構ございました。実際その病院の中での生活とか、退院したときの社会的な支援、社会的に支援されているような患者様を、どのように社会復帰させる支援が出来るかという時には、やはり施設にお試し入居するとか、支援者の方が会いに行くとか、いろいろ接触を伴うことが多いんですけれども、このコロナの件でそもそも支援者と会えない、病院まで行っているにも関わらずテレビ電話で話すとかという例があります。実際そのクラスターが生じてしまったという、大きな問題はあるんですけれども、もう少し支援者と患者さんとが、会えるような状況でなければ、なかなか退院がしにくいということがありますし、実際今精神科に入院されている方の退院支援するときに、主治医の先生とお話すると、もう少しコロナが収まってから退院したほうがいいんじゃないんですか、というような話をされることもあります。精神科病院に入院されている方は、強制入院ですので、本人の意思に反して、こうされているわけなんですけれども、コロナだから退院させないような対応が一部の病院で見られたりするところは、少し残念に思ったりもしています。このような点が弁護士としてコロナの件で気づいたところになります。以上です。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。高宮委員からご指摘のあったその点も、PCR 検査があつてクリアしていれば、前に進むはずなんです、そこを歪んだかたちの対応がどんどん拡大していくという点は速やかに解消すべきではないかなというふうに、改めて考えます。滝澤委員いかがでしょうか。

(滝澤委員)

個別具体的に日常の中で気が付くという点は少ない部分があるのですが、話を聞いていた中と資料3-2の部分で、今後このコロナという色々な意味で非接触非対応であるということと、援助しなければならない・援助されるというような環境の中で、濃厚接触者がどこまでの範囲を言うのかというのがわかりづらいと感じています。調理師に発症が確認されたという事例では、休園になったために、園児が登園できず、保護者も自宅待機になりましたが、考え方として、先ほど委員長がおっしゃっているPCR検査の受けられる環境が整うこと、濃厚接触の考え方が周知されることが大切だと思います。またこのようなことがどのように情報伝達されるか、ということをお心配しています。よろしくおねがいします。

(宗澤委員長)

いろいろな支援現場の方に伺ってみると、行政を頼ってすぐにPCR検査が受けられない場合、仕方なしに自己負担でPCR検査してくれる医療機関にかかり、自己防衛的な対応で検査をしてもらって、白か黒か付けてもらって対応するというようなことが、一部でもう起ってるわけですね。つまり全体としてどうするのかというのが、出来ていないんですよ。だからもう行政に頼ってもPCR検査にアプローチ出来ないから、自己負担を支払ってどこかで検査してもらおうという人は、そこにもう走っていて、前兆期としてどうするのかということが、いつまでたっても、見えてこないというところを、さいたま市としてはどう対応するのかということ、共通認識として持てるように、どうにか対応してほしいというように思うところです。

コロナの問題では民間事業者も、大変なご苦労をされていると思いますが、商工会議所のほうから何かご意見あれば、伺いたいと思うんですけど、黒金さんいかがでしょうか。

(黒金臨時委員)

私ども経済団体でございますので非常に今コロナ禍の中で、大きな影響を受けております。昨年の第1回目の緊急事態宣言のときアンケートをとらせていただきましたら、約9割の事業所で大きく売上が減少しているという結果も出ておりました。直近でこの第2回目の緊急事態宣言であらためてアンケートをとらせていただいたんですけども、それでも6割から7割の企業が、まだ売上が減少しているという状況でございます。そのような中で企業からすると、なるべく感染防止をしながら経営を続けていこうということで、皆さんお聞きのところだと、テイクアウトですとか、デリバリーといった非常に色々なアイデアを出しながら、なんとか経営を続けていらっしゃるということでございます。特に埼玉県知事も経済と感染予防の両立ということで、私どもとしましても、感染をしないかたちでの新しい生活様式に応じた新しい経営手段ですとか、そういったものも沢山の企業の中から相談もいただいているところがございます。非常に苦慮しているところがございます。感想になってしまうんですけども先ほどご説明いただいた次期障害者総合支援計画ですけれども、私どもも3年おきに中期ビジョンという中期行動計画というようなものを策定しているんですけども、やはり今ちょうど変わる時期になっておりました。コロナに対する支援策を

大きな柱にして作らしていただいているんですけども、先ほどのご説明のなかではコロナについては計画策定の視点ということで一括りにまとめていらっしゃるようですけれども、お話をお聞きしていると非常にコロナのなかで障害者の方であったり、お子様であったり、色んな課題が出ているということであらためて認識したんですけども、もう少し計画の中でコロナに対する具体的な活動の方向性は示してもいいのではないかなという印象を持ったところでございます。簡単ですが以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。私もご指摘の印象持っています。商工会議所には大変厳しい状況の中ではあると思うんですけども、障害のある方の雇用の問題でも大変苦慮されている事態があるのではないかと、統計上は特に知的障害のある方、例年の200%の失業者の増加であるというデータが出ています。今後いろいろな形でまたご相談しながら前に進めていきたい課題が出てくると思いますけれども、どうかその節はよろしくお願ひ申し上げます。

それでは今日オブザーバーでご参加されている小川さんからご意見やあるいはご要望を承りたいと思いますのでどうかよろしくお願ひします。

(小川専門官)

緊急事態宣言の一回目の時の発令に関してですね、バス会社タクシー事業者、大変打撃を受けまして、地域の足がもう本当に消えそうになっているほど経営が脅かされております。そういったところに関して、国土交通省といたしても補助金等を使いましてできる限り事業者を助けていきたいということではなんとかやっております。私どももテレワークなども活用いたしまして、できるだけ新しい働き方ということもやっておりますが、なかなか窓口等の行政は止めることができず、テレワークもできずに皆様の受付等申請等、日々やっているところでございます。そういったところですね、コロナ禍ということで現在ももちろん大変な思いをされている方がたくさんおりますが、これからの地域の足を考えるというところで、まだまだ課題もあるかと思いますが色んなところでみなさまと協力をしてご意見等をお聞きしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。障害のある方のモビリティの確保という観点から、今後とも色んなご相談をさせていただくことが出てくるかと思いますが、その点を含めましてどうかよろしくお願ひ申し上げます。

#### 【書面会議参加委員の意見】

(平野委員)

この内容は、一般市民向けにもっと広報する必要があるように思います。

(浦母委員)

2回目の市民会議の中での視覚障害者の支援が少なくなったり、コミュニケーションの不足に関しては大いに生命の危険を伴う問題性があることと考えられる。現時点での対応策を次の市民会議で提出できるようにできないのかと思う。あと半年～一年間同様の状態がつづく想定して対応策を考えてほしい。

(五味田委員)

「新しい生活様式」の実践を求められる今 障害者の方の外出はしづらくなっていると思いますが、困っている人に手を貸すことが難しい状況ではできるだけ支援者の同行を求めることは仕方ないのかと思います。また、「新しい生活様式」の実践が難しい人がいることの周知も「新しい生活様式」の周知と併せてポスター掲示等で知らせる必要があるのではないかと。

(菅原委員)

新型コロナウイルスの影響で、障害者の働く施設の多くが経営難で苦しんでいる。国も就労継続支援事業所に向け「生産活動活性化支援事業」や「雇用調整助成金」の支給を行っているが要件に該当しない事業所も多い。支給要件の緩和や別途助成金や補助金等の支給を検討してほしい。

(荒井委員)

単に困りごとを聞くだけではなかなか解決策が見いだせないのではないかと。困ったこととともに、どうして欲しかったのか、どうしたら解決できるのかといったことまで踏み込んで当事者にヒヤリングし、解決策を模索する必要があると思う。先に行った飲食店における好事例調査のように、よかった事例を紹介することで、理解を深めてもらうというアプローチの仕方もある。いずれにしても障害当事者が多く参加する市民会議での議論が重要だと思うので、コロナ禍ではあるものの、より多くの方に参加いただけるような開催方法を事務局として引き続きご検討いただきたい。例えば、視覚障害者の場合、障害の無い方と比べて、資料を読むことや書くことに時間を要するので、書面参加の場合、議題提示から意見受付締め切りまでの期間をもう少し長く取るなどの工夫をお願いしたい。

(渡辺臨時委員)

就労関係で仕事をクビになった、とありますが、この一年間の中でコロナの影響で障害者が企業に解雇された人数はさいたま市として把握してありますか。把握していれば人数を教えてください。雇用環境の悪化での給与が下がった、自宅待機となったが補償が無かった事例で把握していれば人数を教えてください。

(宮村臨時委員)

今後の方針・スケジュールについて、必要とされる配慮の検討、とりまとめ、周知・啓発の検討を、令和3年3月、7月、11月の市民会議を予定とのこと。コロナの収束の見通しが立たない状況ではあるが、今すぐ必要としているニーズに対して、そのスケジュールが適格であるのか検討してほしい。

(水内臨時委員)

感染症対策については、行政でも周知・補助をするなどしてサポートすることが可能な領域があると思いました。たとえば、ウイルスが怖くて、てすりに触れないということであれば、手袋をすることを勧める、除菌スプレーを持ち歩く等です。周りの方の偏見に対しては(電車に乗って暴言をはかれた等)、やはり、障害者差別についての周知の徹底が必要だと思われます。法的な問題(解雇されたなど)については、法テラスに相談するなど、弁護士の相談につなげることが大切だと思ひます。面接ができない、イベントが少ないなど、解消が困難な問題もありますが、電話で連絡するなど、少しでも障害者の方がストレスなく生活できる方法を考へてサポートをすることが大切だと思ひました。

(塚田臨時委員)

資料を読ませていただき、私自身が想像できていなかったこと、気が付けていなかったことが多々あり、反省しています。本来は医療機関でもこういった困りごとを把握し、配慮しなければならないなと思ひました。

(宗澤委員長)

それでは一通り皆さんのご意見を伺ったところで、よろしければ障害者差別の相談状況について議題を移りたいと思ひます。

#### 議題4. 障害者差別の相談状況について

【非公開】

### 3. その他

【書面会議参加委員の意見】

(五味田委員)

コロナ禍の収束が見えない中、障害者の方やご家族、支援している方のご苦勞は計り知れないものがあると思ひます。私は直接障害者の方と携わる機会がほとんどないので、具体的にどのように接したらよいかわからないことが多く、研修によって得た知識が頼りです。知識がないためにトラブルになるケースが非常に多いのではないかと思ひるので啓発活動の重要性を強く感じています。また、今は自分のことで精いっぱいという人も多いと思ひますが人権尊重の理念を確認する必要があると思ひます。

(菅原委員)

新型コロナウイルス感染症の影響で、障害政策課で実施する予定の研修会等が一部中止になっています。終息後には再開していただけるよう願ひしたい。

(水内臨時委員)

計画策定の大変さ、現場で障害者の方のサポートをされている方々のご苦勞がしのばれました。現在、感染症のリスクがあり、支援が難しくなっていますが、上記でも

記載いたしましたように、それぞれの問題に応じて、代替できないことがないか、なんらかの方法がないかを考えて、この困難な状況をなんとか乗り越えていくことが大切だと思いました。

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなりますが、事務局のほうから何かございますか。

#### 4. 閉 会

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。委員長をはじめさまざまな委員の皆さまからいただきましたご意見について、申し立て件数が1件しかないという状況についても市としては重く受け止めておりますので、引き続き委員の皆さまと一緒にこの課題については引き続き取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

ここで、さいたま市保健福祉局福祉部長の中村よりご挨拶申し上げます。

(事務局)

福祉部長の中村でございます。

急な公務あり、途中からの出席になってしまったことをお詫び申し上げます。

本日は、公私共にお忙しい中、今年度最後の委員会に御出席いただくとともに、この一年間、委員会の開催及び会議の運営に、多大なる御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今年度の委員会を振り返りますと、皆様のお力添えにより、障害者差別に関する周知啓発をはじめ、次期障害者総合支援計画の策定など、障害者差別の解消へ向けた取組を着実に進めることができたと考えております。また、このコロナ禍において生じた困りごと等に対する、障害のある方への配慮等につきましては、皆様からいただいた事例等を検証し、周知啓発していくことで、いわゆる「新しい生活様式」の中、障害のある方が地域の中で安心して暮らしていける環境を整えるための、足掛かりとしてまいりたいと思います。

最後に、10名の委員の皆様につきましては、この3月をもって、一旦任期が満了となりますが、本市の障害者施策の推進に御尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後におかれましても、障害者福祉施策の更なる発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

最後に「委員の改選」について、事務連絡がございます。

本委員会の10名の委員の皆様につきましては、任期が令和3年3月31日までと

なっております。今後、次期委員の選任を市として検討していく予定でございますが、各所属団体にご推薦をお願いするほか、人選等について、皆様に個別にご相談させていただくこともあろうかと存じますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。事務局からは以上でございます。

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上